



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

有価証券報告書の虚偽記載による損害賠償金

～ 非課税所得該当性・一部取消し ～

今回ご紹介する判決は、損害賠償金が、所得税法施行令 30 条 2 号に規定する「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当するか否かを争った最新の事例です（平成 25 年 12 月 13 日神戸地裁・一部取消し・Z888-1810）。

<事案の概要>

原告らを含む多数人は、A社の株式が有価証券報告書の虚偽記載の公表により暴落して、損害を被ったため、A社らを被告とする損害賠償請求事件を提起し、東京地裁は、平成 21 年 7 月 9 日、A社に対し、損害賠償金を支払うことを命じる判決（別件事件判決）を言い渡しました。この判決を受けて、原告らは、平成 21 年、A社から損害賠償金等（損害賠償金、弁護士費用賠償金及び遅延損害金）の支払を受けました。本件は、処分行政庁が、損害賠償金等は一時所得、雑所得に当たるとして更正処分を行ったのに対し、原告らが、損害賠償金等は非課税所得に当たると主張して提訴した事案です。

<裁判所の判断>

神戸地裁は、次のとおり、損害賠償金及び弁護士費用賠償金は非課税所得に該当し、遅延損害金は雑所得に該当すると判断しました。

- ① 別件事判決は、旧証取法 21 条の 2 第 2 項に基づいて、A社株式に係る公表の日の前後各 1 月間の平均額の差額を 585 円と算定し、同第 5 項により、虚偽記載以外の事情により生じた株価の値下がり（損害）を約 3 分の 2 の 385 円として控除し、1 株当たり 200 円という損害額を算定したことが認められる。これによれば、別件事判決は、A社株式の取得時における取得価額と虚偽記載がなかったと仮定した場合の想定価額（本来あるべき価額）の差額、すなわち、取得時差額に相当する損害として、上記損害額を算定したものと解される。
- ② 原告らは、虚偽記載という不法行為に起因する取引所市場の評価の誤りに基づいて、A社株式の取得時に、虚偽記載がなかったならば支払う必要のなかった取得時差額を支払っており、これによる損害が、公表により市場価額が暴落したときに、下落部分の中に現実の損害として発生したことになる。
- ③ 原告らは、損害賠償金により、その補てんを受けたものであって、損害賠償金は、A社株式の価値が失われることによって原告らが被った損害を回復させたものにすぎず、原告らに担税力のある利得をもたらすものではないから、本件損害賠償金については、正に、所得税法 9 条 1 項 16 号及び所得税法施行令 30 条が損害賠償金を非課税所得とした趣旨が当てはまるものというべきである。
- ④ 本件遅延損害金は、賠償金に対する法定利率の割合による履行遅滞に基づく損害賠償金であるところ、このような遅延賠償は、元金の性質いかんにかかわらず元金の使用によって得られたであろう利益の喪失を補てんするものであるから、非課税所得に該当せず、雑所得に該当する。
- ⑤ 被告は、損害賠償金が非課税所得であり、遅延損害金が課税所得である場合、弁護士費用賠償金のうち遅延損害金に対応する部分は、所得税法施行令 30 条柱書き括弧書きに定める非課税所得の除外事由に当たると主張する。しかし、弁護士費用賠償金の中に、遅延損害金を得るために直接要した費用が含まれていたと認めることはできないから、これが「必要経費に算入される金額を補てんするための金額」に当たるとはいえず、その全てが非課税所得の除外事由に該当しない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇ 以上の判決について詳細（全文・A4版27頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込）で頒布しますので、下記宛にご一報ください。

JUSTAX 第 246 号(平成 26 年 1 月 10 日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628